

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条の規定により、共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権の漁場ごとの免許の内容たるべき事項、申請期間、地元地区及び関係地区を次のとおり定める。

平成25年5月17日

静岡県知事 川勝平太

共同漁業権

1 公示番号 共第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ 漁業	〃
〃	あわび 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	のり 漁業	〃
〃	てんぐさ 漁業	〃
〃	わかめ 漁業	〃
〃	はばのり 漁業	〃
〃	たこ 漁業	〃
〃	ひじき 漁業	〃
〃	ばていら 漁業	〃
〃	かき 漁業	〃
〃	うに 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	つきいそ 漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県熱海市（初島を除く。）地先

(5) 漁場の区域

次の基点第1号、イ、ロ、基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び基点第4号、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、基点第11号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ただし、つきいそ漁業は北緯35度03分26.9秒、東経139度04分46.6秒の点を中心とした半径200メートルの区域

(6) 点の位置

基点第1号 静岡県、神奈川県界にある千歳橋下流端中央に設置した標識
(北緯35度08分30.4327秒、東経139度06分38.2890秒)

基点第2号 熱海市伊豆山、海光町界に設置した標識
(北緯35度06分14.6906秒、東経139度05分03.9238秒)

- 基点第 3号 熱海市和田浜南町埋立地北側岸壁に設置した標識
(北緯35度05分31.5878秒、東経139度04分38.2017秒)
- 基点第 4号 熱海市和田浜南町熱海市第2浄水管理センター東側防波堤に設置した標識
- 基点第 5号 熱海市熱海、上多賀界に設置した標識
(北緯35度04分48.2533秒、東経139度04分22.6325秒)
- 基点第 6号 熱海市上多賀赤根崎に設置した標識
(北緯35度04分07.0827秒、東経139度04分46.1526秒)
- 基点第 7号 熱海市上多賀、下多賀界に設置した標識
- 基点第 8号 熱海市網代漁港西船溜西突堤先端に設置した標識
(北緯35度02分42.7565秒、東経139度05分06.7933秒)
- 基点第 9号 熱海市網代漁港丁場北堤防に設置した標識
(北緯35度02分57.8711秒、東経139度05分25.4685秒)
- 基点第 10号 熱海市網代立岩に設置した標識
- 基点第 11号 熱海市、伊東市界に設置した標識
- イ 基点第 1号から熱海市初島灯台中心点を見通した線をもとに基点第 1号を中心とする左回り34度20分の線上で基点第 1号から1,030メートルの点
- ロ 基点第 2号から真方位 118度30分 520メートルの点
- ハ 基点第 4号から真方位 136度00分 760メートルの点
- ニ 基点第 5号から真方位 99度00分 600メートルの点
- ホ 基点第 6号から真方位 144度00分 450メートルの点
- ヘ 基点第 7号から真方位 84度00分 350メートルの点
- ト 基点第 8号から真方位 334度30分 650メートルの点
- チ 基点第 9号から真方位 25度00分 350メートルの点
- リ 基点第 10号から真方位 41度30分 470メートルの点
- ヌ 基点第 10号から真方位 114度00分 500メートルの点
- ル 基点第 11号から真方位 75度40分 400メートルの点

3 制限又は条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

- 4 免許予定日 平成25年9月1日
- 5 申請期間 平成25年5月27日から平成25年6月28日まで
- 6 関係地区 静岡県熱海市(初島を除く。)
- 7 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 共第2号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 (2) 漁業の名称 (3) 漁業の時期

第1種共同漁業	いせえび	漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ	漁業	〃
〃	あわび	漁業	〃
〃	とこぶし	漁業	〃
〃	てんぐさ	漁業	〃
〃	のり	漁業	〃
〃	さざえ	漁業	〃
〃	ばていら	漁業	〃

第2種共同漁業 磯魚刺網 漁業 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県熱海市初島地先

(5) 漁場の区域 距岸700メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 制限又は条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

4 免許予定日 平成25年9月1日

5 申請期間 平成25年5月27日から平成25年6月28日まで

6 関係地区 静岡県熱海市初島

7 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 共第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ 漁業	〃
〃	あわび 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	のり 漁業	〃
〃	てんぐさ 漁業	〃
〃	かじめ、あらめ 漁業	〃
〃	とさかのり 漁業	〃
〃	ふのり 漁業	〃
〃	わかめ 漁業	〃
〃	つのまた 漁業	〃
〃	はばのり 漁業	〃
〃	たこ 漁業	〃
〃	はまぐり 漁業	〃

〃	ばていら	漁業	〃
〃	う	に	漁業
〃	あさり	漁業	〃
〃	かき	漁業	〃
〃	ひじき	漁業	〃
〃	くぼがい	漁業	〃
〃	くまのこがい	漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網	漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	つきいそ	漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわし地びき網	漁業	〃

(4) 漁場の位置 静岡県伊東市地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 11号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、基点第 26号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ただし、つきいそ漁業は北緯 34度58分40.9秒、東経 139度06分44.6秒の点、北緯 34度58分38.9秒、東経 139度06分54.6秒の点、北緯 34度58分37.9秒、東経 139度06分37.6秒の点、北緯 34度58分35.9秒、東経 139度06分29.6秒の点、北緯 34度58分32.9秒、東経 139度06分16.6秒の点、北緯 34度58分32.9秒、東経 139度06分13.6秒の点、北緯 34度58分47.9秒、東経 139度06分05.6秒の点及び北緯 34度58分48.9秒、東経 139度06分06.6秒の点の各点を中心とした半径 100メートルの区域

(6) 点の位置

基点第 11号 熱海市、伊東市界に設置した標識

基点第 12号 伊東市宇佐美大崎に設置した標識
(北緯35度00分36.6125秒、東経139度06分00.0503秒)

基点第 13号 伊東市宇佐美大崎新山肌ハナレ山に設置した標識
(北緯35度00分28.0899秒、東経139度05分54.5675秒)

基点第 14号 伊東市宇佐美、湯川界に設置した標識
(北緯34度59分43.1397秒、東経139度05分11.4489秒)

基点第 15号 伊東市湯川 2丁目4番地地先離岸堤に設置した標識
(北緯34度58分33.5986秒、東経139度05分48.3106秒)

基点第 16号 伊東市新井前山丁場に設置した標識
(北緯34度58分22.7242秒、東経139度06分59.4030秒)

基点第 17号 伊東市新井、川奈界に設置した標識

基点第 18号 伊東市川奈堤防出鼻に設置した標識
(北緯34度57分09.8121秒、東経139度07分59.7284秒)

基点第 19号 伊東市川奈川奈埼灯台
(北緯34度57分20.2749秒、東経139度08分41.8052秒)

- 基点第 20号 伊東市川奈、富戸界に設置した標識
- 基点第 21号 伊東市富戸脇ヶ浜清水井戸に設置した標識
(北緯34度53分57.2886秒、東経139度07分55.6022秒)
- 基点第 22号 伊東市富戸札場文字ヶ根鼻に設置した標識
(北緯34度53分31.5317秒、東経139度08分25.8739秒)
- 基点第 23号 伊東市富戸、八幡野界に設置した標識
- 基点第 24号 伊東市八幡野漁港防波堤灯台
(北緯34度52分09.2924秒、東経139度06分12.1366秒)
- 基点第 25号 伊東市八幡野、赤沢界に設置した標識
- 基点第 26号 伊東市、賀茂郡東伊豆町界に設置した標識
(北緯34度51分09.0358秒、東経139度04分56.1961秒)
- イ 基点第 11号から真方位 75度40分 400メートルの点
- ロ 基点第 12号から真方位 112度00分 350メートルの点
- ハ 基点第 13号から真方位 174度00分 350メートルの点
- ニ 基点第 14号から真方位 59度54分 450メートルの点
- ホ 基点第 15号から真方位 2度00分 650メートルの点
- へ 基点第 15号から真方位 67度30分 580メートルの点
- ト 基点第 16号から真方位 21度00分 1,400メートルの点
- チ 基点第 17号から真方位 42度00分 1,600メートルの点
- リ 基点第 17号から真方位 42度00分 400メートルの点
- ヌ 基点第 18号から真方位 357度00分 400メートルの点
- ル 基点第 19号から真方位 54度00分 400メートルの点
- ヲ 基点第 20号から真方位 125度20分 400メートルの点
- ワ 基点第 21号から真方位 81度00分 550メートルの点
- カ 基点第 22号から真方位 84度00分 200メートルの点
- ヨ 基点第 23号から真方位 139度00分 300メートルの点
- タ 基点第 24号から真方位 155度00分 500メートルの点
- レ 基点第 25号から真方位 144度00分 300メートルの点
- ソ 基点第 26号から真方位 111度00分 400メートルの点

3 制限又は条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

- 4 免許予定日 平成25年9月1日
- 5 申請期間 平成25年5月27日から平成25年6月28日まで
- 6 関係地区 静岡県伊東市
- 7 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 共第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ 漁業	〃
〃	あわび 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	くぼがい 漁業	〃
〃	のり 漁業	〃
〃	てんぐさ 漁業	〃
〃	かじめ、あらめ 漁業	〃
〃	わかめ 漁業	〃
〃	つのまた 漁業	〃
〃	とさかのり 漁業	〃
〃	ばていら 漁業	〃
〃	ひじき 漁業	〃
〃	たこ 漁業	〃
〃	うに 漁業	〃
〃	かめのて 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡東伊豆町、河津町地先

(5) 漁場の区域

次の基点第26号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、基点第40号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第26号 伊東市、賀茂郡東伊豆町界に設置した標識

(北緯34度51分09.0358秒、東経139度04分56.1961秒)

基点第27号 賀茂郡東伊豆町大川、奈良本界に設置した標識

(北緯34度50分02.1993秒、東経139度04分34.1317秒)

基点第28号 賀茂郡東伊豆町奈良本戸の崎(高磯)に設置した標識

(北緯34度49分10.5851秒、東経139度04分41.3752秒)

基点第29号 賀茂郡東伊豆町奈良本、片瀬界に設置した標識

(北緯34度48分37.6224秒、東経139度04分09.3960秒)

基点第30号 賀茂郡東伊豆町片瀬、白田界(しらなみ橋左岸側下流端)に設置した標識

(北緯34度48分11.0858秒、東経139度03分44.9422秒)

- 基点第 31号 賀茂郡東伊豆町白田、稲取界(ともろばし)に設置した標識
(北緯34度47分07.6503秒、東経139度03分20.9522秒)
- 基点第 32号 賀茂郡東伊豆町稲取稲取岬灯台
(北緯34度46分05.2810秒、東経139度02分49.7554秒)
- 基点第 33号 賀茂郡東伊豆町、河津町界に設置した標識
(北緯34度45分53.5094秒、東経139度01分31.5136秒)
- 基点第 34号 賀茂郡河津町見高向田 1250番地の 2 山林に設置した標識
(北緯34度45分14.8537秒、東経139度01分03.4919秒)
- 基点第 35号 賀茂郡河津町見高、河津浜界(七子)に設置した標識
(北緯34度44分47.8870秒、東経139度00分06.2831秒)
- 基点第 36号 賀茂郡河津町谷津509番地(河津川河口右岸黒岩)に設置した標識
(北緯34度44分28.7333秒、東経138度59分53.9199秒)
- 基点第 37号 賀茂郡河津町谷津鬼ヶ崎に設置した標識
(北緯34度44分09.5010秒、東経138度59分59.2814秒)
- 基点第 38号 賀茂郡河津町谷津、河津浜界に設置した標識
- 基点第 39号 賀茂郡河津町河津浜、縄地界に設置した標識
- 基点第 40号 賀茂郡河津町、下田市界に設置した標識
(北緯34度43分03.3062秒、東経138度59分28.7338秒)
- イ 基点第 26号から真方位 111度00分 400メートルの点
- ロ 基点第 27号から真方位 102度00分 300メートルの点
- ハ 基点第 28号から真方位 102度00分 400メートルの点
- ニ 基点第 29号から真方位 129度00分 400メートルの点
- ホ 基点第 30号から真方位 121度00分 400メートルの点
- へ 基点第 31号から真方位 107度00分 750メートルの点
- ト 基点第 32号から真方位 144度00分 500メートルの点
- チ 基点第 33号から真方位 140度00分 400メートルの点
- リ 基点第 34号から真方位 134度00分 400メートルの点
- ヌ 基点第 35号から真方位 139度00分 500メートルの点
- ル 基点第 36号から真方位 80度00分 230メートルの点
- ヲ 基点第 37号から真方位 104度00分 400メートルの点
- ワ 基点第 38号から真方位 119度00分 550メートルの点
- カ 基点第 39号から真方位 124度00分 700メートルの点
- ヨ タから真方位 104度00分 450メートルの点
- タ 基点第 40号から真方位 110度00分 150メートルの点

3 制限又は条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

- 4 免許予定日 平成25年9月1日
- 5 申請期間 平成25年5月27日から平成25年6月28日まで
- 6 関係地区 静岡県賀茂郡東伊豆町、河津町
- 7 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 共第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ 漁業	〃
〃	あわび 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	のり 漁業	〃
〃	ふのり 漁業	〃
〃	てんぐさ 漁業	〃
〃	ひじき 漁業	〃
〃	かじめ、あらめ 漁業	〃
〃	わかめ 漁業	〃
〃	とさかのり 漁業	〃
〃	つのまた 漁業	〃
〃	ほんだわら 漁業	〃
〃	はばのり 漁業	〃
〃	おおば 漁業	〃
〃	はまぐり 漁業	〃
〃	ばていら 漁業	〃
〃	たこ 漁業	〃
〃	うに 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あじ寄網 漁業	〃
〃	ぼら敷網 漁業	〃
第3種共同漁業	いわし地びき網 漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県下田市地先

(5) 漁場の区域

次の基点第40号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、基点第48号、基点第47号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ただし、次のヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、ヌの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く

(6) 点の位置

基点第 40号 賀茂郡河津町、下田市界に設置した標識

(北緯34度43分03.3062秒、東経138度59分28.7338秒)

基点第 41号 下田市白浜、外浦(馬の背鼻)界に設置した標識

(北緯34度40分44.6164秒、東経138度58分38.9436秒)

基点第 42号 下田市筆島北端に設置した標識

基点第 43号 下田市須崎爪木埼灯台

(北緯34度39分31.3690秒、東経138度59分13.2193秒)

基点第 44号 下田市須崎恵比須島指向灯

(北緯34度39分05.6555秒、東経138度57分54.6041秒)

基点第 45号 下田市須崎下田港灯台

基点第 46号 下田市吉佐美、田牛界に設置した標識

基点第 47号 下田市、賀茂郡南伊豆町界に設置した標識

基点第 48号 石取根岡端に設置した標識

イ 基点第 40号から真方位 110度00分 150メートルの点

ロ イから真方位 104度00分 450メートルの点

ハ 基点第 41号から真方位 87度00分 1,600メートルの点

ニ 基点第 42号から作根南端を見通した線上 1,600メートルの点

ホ 基点第 43号から真方位 95度00分 820メートルの点

へ 基点第 44号から真方位 175度00分 670メートルの点

ト 基点第 45号から真方位 237度00分 500メートルの点

チ 基点第 46号から新島西方最高所を見通した線上 1,100メートルの点

リ 基点第 46号から新島西方最高所を見通した線と、とい根中央から基点第48号を見通した線との
交点

ヌ 基点第 45号から真方位 1度00分 320メートルの点

ル 基点第 45号から真方位 355度00分 250メートルの点

ヲ 基点第 45号から真方位 305度00分 540メートルの点

ワ 基点第 45号から真方位 305度00分 730メートルの点

カ 基点第 45号から真方位 316度00分 1,230メートルの点

ヨ 基点第 45号から真方位 320度00分 1,220メートルの点

タ 基点第 45号から真方位 322度00分 660メートルの点

3 制限又は条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

4 免許予定日 平成25年9月1日

5 申請期間 平成25年5月27日から平成25年6月28日まで

- 6 関係地区 静岡県下田市
7 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 共第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	てんぐさ 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	いせえび 漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
〃	とさかのり 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡南伊豆町湊、手石、下田市田牛地先

(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、基点第48号、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 46号 下田市吉佐美、田牛界に設置した標識

基点第 47号 下田市、賀茂郡南伊豆町界に設置した標識

基点第 48号 石取根岡端に設置した標識

基点第 49号 下田市神子元島灯台

基点第 50号 賀茂郡南伊豆町高磯鼻に設置した標識

基点第 51号 近藤根中央

イ 基点第 46号から真方位 136度00分の線と、とい根中央から基点第 48号を見通した線との交点

ロ 基点第 49号から真方位 129度00分 700メートルの点

ハ 基点第 49号から真方位 219度00分 600メートルの点

ニ 基点第 51号から基点第 49号を見通した線と基点第 50号から真方位 145度30分の線との交点

ホ 基点第 47号から基点第 48号を見通した線上 1,600メートルの点

3 制限又は条件

- (1) いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。
- (2) 石取根沖端をへとし、とい根中央からへを見通した線と、イからロを見通した線との交点をトとして、基点第48号、イ、ト、へ、基点第48号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内においては、てんぐさの採取を禁じ、いせえびの採捕は下田市下田、吉佐美、田牛地区に住所を有する組合員に限るものとする。

4 免許予定日 平成25年9月1日

- 5 申請期間 平成25年5月27日から平成25年6月28日まで
 6 関係地区 静岡県下田市下田、吉佐美、田牛、賀茂郡南伊豆町湊、手石、小稲、下流、大瀬、石廊崎
 7 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 共第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ 漁業	〃
〃	あわび 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	うに 漁業	〃
〃	のり 漁業	〃
〃	てんぐさ 漁業	〃
〃	ひじき 漁業	〃
〃	かじめ、あらめ 漁業	〃
〃	ほんだわら 漁業	〃
〃	はばのり 漁業	〃
〃	たこ 漁業	〃
〃	はまぐり 漁業	〃
〃	もずく 漁業	〃
〃	ばていら 漁業	〃
〃	くぼがい 漁業	〃
〃	わかめ 漁業	〃
〃	ふじつぼ 漁業	〃
〃	かめのて 漁業	〃
〃	くまのこがい 漁業	〃
〃	ふのり 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわし、ぼら敷網 漁業	〃
第3種共同漁業	雑魚地びき網 漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡南伊豆町地先

(5) 漁場の区域

次の基点第47号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、基点第63号、基点第64号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

- 基点第 47号 下田市、賀茂郡南伊豆町界に設置した標識
- 基点第 48号 石取根岡端に設置した標識
- 基点第 49号 下田市神子元島灯台
- 基点第 50号 賀茂郡南伊豆町高磯鼻に設置した標識
- 基点第 51号 近藤根中央
- 基点第 52号 賀茂郡南伊豆町小磯浜の丸石
- 基点第 53号 賀茂郡南伊豆町箕掛島穴の終末中央
- 基点第 54号 賀茂郡南伊豆町石廊崎石廊崎灯台
(北緯34度36分09.8682秒、東経138度50分42.7229秒)
- 基点第 55号 賀茂郡南伊豆町石廊崎、中木界に設置した標識
- 基点第 56号 賀茂郡南伊豆町入間松ヶ下に設置した標識
- 基点第 57号 賀茂郡南伊豆町入間、妻良界に設置した標識
- 基点第 58号 賀茂郡南伊豆町妻良たかの巢鼻に設置した標識
- 基点第 59号 賀茂郡南伊豆町妻良鮫乗島突端部中央に設置した標識
- 基点第 60号 賀茂郡南伊豆町妻良曾根島(俗称「三島」)に設置した標識
- 基点第 61号 賀茂郡南伊豆町子浦竜崎に設置した標識
- 基点第 62号 賀茂郡南伊豆町伊浜波勝岬灯台
- 基点第 63号 賀茂郡松崎町観音島に設置した標識
- 基点第 64号 賀茂郡南伊豆町、松崎町界に設置した標識
- イ 基点第 47号から基点第 48号を見通した線上 1,600メートルの点
- ロ 基点第 50号から真方位 145度30分の線と基点第 51号から基点第 49号を見通した線との交点
- ハ 基点第 52号から真方位128度00分 1,400メートルの点
- ニ 基点第 53号から真方位160度00分 900メートルの点
- ホ 基点第 54号から真方位162度00分 690メートルの点
- へ 基点第 55号から真方位183度00分 950メートルの点
- ト 基点第 56号から真方位226度00分 750メートルの点
- チ 基点第 57号から真方位225度00分 600メートルの点
- リ 基点第 58号から真方位225度00分 400メートルの点
- ヌ 基点第 59号から真方位254度00分 400メートルの点
- ル 基点第 60号から真方位256度00分 550メートルの点
- ヲ 基点第 61号から真方位199度00分 500メートルの点
- ワ 基点第 62号から真方位221度40分 450メートルの点
- カ 基点第 63号から真方位252度15分 500メートルの点

3 制限又は条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

- 4 免許予定日 平成25年9月1日
- 5 申請期間 平成25年5月27日から平成25年6月28日まで
- 6 関係地区 静岡県賀茂郡南伊豆町
- 7 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 共第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	のり 漁業	〃
〃	てんぐさ 漁業	〃
〃	ひじき 漁業	〃
〃	はばのり 漁業	〃
〃	ひろめ 漁業	〃
〃	ばていら 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	いわし、しらす地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡松崎町地先

(5) 漁場の区域

次の基点第64号、基点第63号、イ、ロ、ハ、基点第66号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第64号 賀茂郡南伊豆町、松崎町界に設置した標識

基点第63号 賀茂郡松崎町観音島に設置した標識

基点第65号 賀茂郡松崎町雲見おみたけ出鼻に設置した標識

基点第66号 賀茂郡松崎町、西伊豆町界に設置した標識

イ 基点第63号から真方位 252度15分 500メートルの点

ロ 基点第65号から真方位 274度00分 500メートルの点

ハ 基点第66号から真方位 270度00分 3,300メートルの点

3 制限又は条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

4 免許予定日 平成25年9月1日

5 申請期間 平成25年5月27日から平成25年6月28日まで

- 6 関係地区 静岡県賀茂郡松崎町
 7 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 共第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	のり 漁業	〃
〃	てんぐさ 漁業	〃
〃	ひじき 漁業	〃
〃	かじめ、あらめ 漁業	〃
〃	はばのり 漁業	〃
〃	ひろめ 漁業	〃
〃	もずく 漁業	〃
〃	たこ 漁業	〃
〃	あんとかめ 漁業	〃
〃	ばていら 漁業	〃
〃	ふのり 漁業	〃
〃	うに 漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	いわし、しらす地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科、田子地先

(5) 漁場の区域

次の基点第66号、イ、ロ、ハ、基点第68号、基点第69号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第66号 賀茂郡松崎町、西伊豆町界に設置した標識

基点第67号 賀茂郡西伊豆町田子田子島（男島頂上）に設置した標識

基点第68号 かうぞう島に設置した標識

基点第69号 賀茂郡西伊豆町田子、安良里界に設置した標識

イ 基点第66号から真方位270度00分 3,300メートルの点

ロ 基点第67号から真方位241度00分 370メートルの点

ハ 基点第 68号から真方位 241度00分 850メートルの点

3 制限又は条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

- 4 免許予定日 平成25年9月1日
5 申請期間 平成25年5月27日から平成25年6月28日まで
6 関係地区 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科、田子
7 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 共第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	のり 漁業	〃
〃	てんぐさ 漁業	〃
〃	ひじき 漁業	〃
〃	ばていら 漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡西伊豆町安良里、宇久須地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 69号、基点第 68号、イ、ロ、ハ、基点第 71号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 69号 賀茂郡西伊豆町田子、安良里界に設置した標識

基点第 68号 かうぞう島に設置した標識

基点第 70号 賀茂郡西伊豆町安良里丸ぼう島に設置した標識

基点第 71号 賀茂郡西伊豆町、伊豆市界に設置した標識

イ 基点第 68号から真方位 241度00分 850メートルの点

ロ 基点第 70号から真方位 264度00分 800メートルの点

ハ 基点第 71号から真方位 264度00分 1,000メートルの点

3 制限又は条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

4 免許予定日 平成25年9月1日

- 5 申請期間 平成25年5月27日から平成25年6月28日まで
 6 関係地区 静岡県賀茂郡西伊豆町安良里、宇久須
 7 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 共第11号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	のり 漁業	〃
〃	てんぐさ 漁業	〃
〃	ひじき 漁業	〃
〃	かじめ、あらめ 漁業	〃
〃	つのまた 漁業	〃
〃	たこ 漁業	〃
〃	うに 漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
〃	あさり 漁業	〃
〃	こめのり 漁業	〃
〃	くぼがい 漁業	〃
〃	ばていら 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	きびなご船びき網漁業	〃

(4) 漁場の位置 静岡県伊豆市小土肥、土肥、八木沢、小下田地先

(5) 漁場の区域

次の基点第71号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、基点第75号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第71号 賀茂郡西伊豆町、伊豆市界に設置した標識

基点第72号 伊豆市小下田鷹の巣に設置した標識

基点第73号 伊豆市小下田、八木沢界（竜が鼻）に設置した標識

基点第74号 伊豆市八木沢通り崎中の窪に設置した標識

基点第75号 伊豆市、沼津市界に設置した標識

- イ 基点第 71号から真方位 264度00分 1,000メートルの点
- ロ 基点第 72号から真方位 264度00分 650メートルの点
- ハ 基点第 73号から真方位 294度00分 900メートルの点
- ニ 基点第 74号から真方位 290度30分 900メートルの点
- ホ 基点第 75号から真方位 264度00分 700メートルの点

3 制限又は条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

- 4 免許予定日 平成25年9月1日
- 5 申請期間 平成25年5月27日から平成25年6月28日まで
- 6 関係地区 静岡県伊豆市小土肥、土肥、八木沢、小下田
- 7 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 共第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	てんぐさ 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あらめ 漁業	〃
〃	つのまた 漁業	〃
〃	あわび 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
〃	たこ 漁業	〃
〃	いせえび 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	のり 漁業	〃
〃	ばていら 漁業	〃
〃	くぼがい 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県沼津市井田、戸田地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 75号、イ、ロ、ハ、ニ、基点第 78号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 75号 伊豆市、沼津市界に設置した標識

基点第 76号 沼津市戸田向山野原野3875番地（沼津・土肥線上）に設置した標識
（北緯34度57分04.5340秒、東経138度46分11.6772秒）

基点第 77号 沼津市御浜戸田灯台

(北緯34度58分32. 2213秒、東経138度45分49. 8464秒)

基点第 78号 沼津市井田、西浦江梨界に設置した標識

イ 基点第 75号から真方位 264度00分 700メートルの点

ロ 基点第 76号から真方位 255度00分 1,000メートルの点

ハ 基点第 77号から真方位 227度30分 1,200メートルの点

ニ 基点第 78号から真方位 294度00分 600メートルの点

3 制限又は条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

4 免許予定日 平成25年9月1日

5 申請期間 平成25年5月27日から平成25年6月28日まで

6 関係地区 静岡県沼津市井田、戸田

7 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 共第13号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	なまこ 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	のり 漁業	〃
〃	ひじき 漁業	〃
〃	たこ 漁業	〃
〃	いせえび 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	あわび 漁業	〃
〃	わかめ 漁業	〃
〃	はばのり 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	いわし、しらす地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚地びき網 漁業	〃

(4) 漁場の位置 静岡県沼津市(井田、戸田を除く。)、富士市地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 78号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カの各点を順次に結んだ線とカから真方位 70度の線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ただし、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く

(6) 点の位置

- 基点第 78号 沼津市井田、西浦江梨界に設置した標識
- 基点第 79号 沼津市西浦大瀬崎灯台
(北緯35度01分49.3396秒、東経138度47分17.2525秒)
- 基点第 80号 沼津市西浦足保、古宇界に設置した標識
(北緯35度01分03.0671秒、東経138度50分20.2776秒)
- 基点第 81号 沼津市西浦久連川右岸護岸北端に設置した標識
(北緯35度01分18.0943秒、東経138度52分03.6310秒)
- 基点第 82号 沼津市西浦木負、内浦重須界に設置した標識
(北緯35度01分30.8127秒、東経138度53分03.7603秒)
- 基点第 83号 沼津市獅子浜 1番地の17 荒磯市場に設置した標識
(北緯35度02分50.8462秒、東経138度53分10.0454秒)
- 基点第 84号 沼津市志下、下香貫界に設置した標識
(北緯35度04分02.1696秒、東経138度52分32.4087秒)
- 基点第 85号 沼津市下香貫山宮前山林 3057番地の高島突端
(北緯35度04分17.5981秒、東経138度51分47.7340秒)
- 基点第 86号 沼津市千本、東間門界に設置した標識
(北緯35度05分51.2815秒、東経138度50分36.7226秒)
- 基点第 87号 沼津市今沢、大塚界に設置した標識
(北緯35度06分58.7286秒、東経138度48分39.4121秒)
- 基点第 88号 沼津市、富士市界に設置した標識
(北緯35度07分57.5086秒、東経138度45分10.6792秒)
- 基点第 89号 富士市田子の浦港白灯台
(北緯35度08分04.1493秒、東経138度41分52.5267秒)
- 基点第 90号 富士市、静岡市界(新富士川橋中央)に設置した標識
(北緯35度07分43.7904秒、東経138度38分04.5913秒)
- イ 基点第 78号から真方位 294度00分 600メートルの点
- ロ 基点第 79号から真方位 312度00分 100メートルの点
- ハ 基点第 80号から真方位 3度30分 900メートルの点
- ニ 基点第 81号から真方位 344度00分 700メートルの点
- ホ 基点第 82号から真方位 348度30分 1,800メートルの点
- へ 基点第 83号から真方位 260度00分 640メートルの点
- ト 基点第 84号から真方位 239度09分 1,100メートルの点
- チ 基点第 85号から真方位 199度00分 1,000メートルの点
- リ 基点第 86号から真方位 229度17分 1,500メートルの点
- ヌ 基点第 87号から真方位 204度34分 1,000メートルの点
- ル 基点第 88号から真方位 193度25分 1,000メートルの点

- ヲ 基点第 89号から真方位 172度45分 1,100メートルの点
- ワ 基点第 90号から真方位 160度00分 2,900メートルの点
- カ 基点第 90号から真方位 160度00分 1,420メートルの点
- ヨ 基点第 86号から真方位 170度25分10秒 2,155メートルの点
- タ ヨから真方位 240度18分52秒 130.00メートルの点
- レ タから真方位 331度00分49秒 30.00メートルの点
- ソ レから真方位 24度31分14秒 122.78メートルの点
- ツ ソから真方位 343度08分23秒 60.65メートルの点
- ネ ツから真方位 26度13分58秒 41.38メートルの点
- ナ ネから真方位 344度10分08秒 145.67メートルの点
- ラ ナから真方位 334度35分44秒 322.49メートルの点
- ム ラから真方位 34度58分28秒 346.74メートルの点
- ウ ムから真方位 149度47分30秒 21.56メートルの点

3 制限又は条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

- 4 免許予定日 平成25年9月1日
- 5 申請期間 平成25年5月27日から平成25年6月28日まで
- 6 関係地区 静岡県沼津市（井田、戸田を除く。）、富士市
- 7 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 共第14号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	たこ 漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
〃	あらめ 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	わかめ 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県静岡市清水区（旧庵原郡蒲原町、由比町）地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 93号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次に結んだ線とへから真方位250度の線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ただし、ト、チ、リ、ヌの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く

(6) 点の位置

基点第 90号 富士市、静岡市界（新富士川橋中央）に設置した標識
（北緯35度07分43.7904秒、東経138度38分04.5913秒）

基点第 91号 静岡市清水区蒲原神沢、由比町界に設置した標識
（北緯35度06分36.1326秒、東経138度34分24.3739秒）

基点第 92号 静岡市清水区由比今宿、町屋原界に設置した標識
（北緯35度06分04.3614秒、東経138度33分29.1582秒）

基点第 93号 静岡市清水区由比西倉沢、興津東町界に設置した標識
（北緯35度04分01.6288秒、東経138度32分27.4450秒）

イ 基点第 93号から真方位 116度00分 700メートルの点

ロ 基点第 92号から真方位 152度00分 800メートルの点

ハ 基点第 91号から真方位 159度00分 800メートルの点

ニ 基点第 91号から真方位 159度00分 1,300メートルの点

ホ 基点第 90号から真方位 160度00分 2,900メートルの点

へ 基点第 90号から真方位 160度00分 1,420メートルの点

ト 基点第 91号から真方位 80度00分 2,585メートルの点

チ 基点第 91号から真方位 83度15分 2,595メートルの点

リ 基点第 91号から真方位 83度00分 2,145メートルの点

ヌ 基点第 91号から真方位 80度00分 2,135メートルの点

3 制限又は条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

4 免許予定日 平成25年9月1日

5 申請期間 平成25年5月27日から平成25年6月28日まで

6 関係地区 静岡県静岡市清水区（旧庵原郡蒲原町、由比町）

7 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 共第15号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	わかめ 漁業	〃
〃	あさり 漁業	〃
〃	はばのり 漁業	〃
〃	あわび 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃

〃	な ま こ 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	いわし、しらす、たい地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚地びき網 漁業	〃

(4) 漁場の位置 静岡県静岡市清水区（旧清水市）地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 93号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、基点第 97号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ただし、ヲ、ル、ヌ、リ、チ、ト、ワ、カ、ヨ、ロ、タ、エ、ヒ、モ、セ、ス、ン、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、キ、ノ、オ、ク、ヤ、マ、ケ、フの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びコ、エ、テ、ア、サ、キ、ユ、メ、ミ、シの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く

(6) 点の位置

基点第 93号 静岡市清水区由比西倉沢、興津東町界に設置した標識
(北緯35度04分01.6288秒、東経138度32分27.4450秒)

基点第 94号 静岡市清水区三保清水真埼灯台
(北緯35度01分14.3316秒、東経138度30分57.6710秒)

基点第 95号 静岡市清水区三保三保灯台
(北緯35度00分38.1536秒、東経138度31分49.5186秒)

基点第 96号 静岡市清水区駒越、折戸界に設置した標識
(北緯34度58分47.9949秒、東経138度30分32.7465秒)

基点第 97号 静岡市清水区、駿河区界（滝が原川久方自転車道橋中央）に設置した標識
(北緯34度57分43.0544秒、東経138度28分28.0847秒)

基点A 静岡市清水区三保貝島防波堤基部西角に設置した標識
(北緯35度00分45.0714秒、東経138度30分09.8055秒)

イ 基点第 93号から真方位 116度00分 700メートルの点

ロ 基点第 94号から真方位 46度00分 1,340メートルの点

ハ 基点第 95号から真方位 70度00分 1,490メートルの点

ニ 基点第 95号から真方位 145度30分 1,800メートルの点

ホ 基点第 96号から真方位 141度00分 1,600メートルの点

ヘ 基点第 97号から真方位 163度00分 2,000メートルの点

ト 基点Aから真方位 15度30分 343メートルの点

チ トから真方位 55度30分 37.30メートルの点

リ チから真方位 92度30分 400メートルの点

ヌ リから真方位 93度30分 394メートルの点

ル ヌから真方位 118度30分 31.30メートルの点

ヲ	ルから真方位	152度00分	316メートルの点
ワ	トから真方位	20度00分00秒	688.12メートルの点
カ	ワから真方位	78度15分50秒	2,188.51メートルの点
ヨ	カから真方位	355度01分02秒	147.12メートルの点
タ	ロから真方位	26度11分23秒	550.81メートルの点
レ	タから真方位	355度01分02秒	1,184.89メートルの点
ソ	レから真方位	263度09分47秒	487.17メートルの点
ツ	ソから真方位	83度09分47秒	22.49メートルの点
ネ	ツから真方位	12度26分14秒	331.62メートルの点 (R=423.50m)
ナ	ネから真方位	52度19分33秒	46.06メートルの点
ラ	ナから真方位	185度06分35秒	76.67メートルの点
ム	ラから真方位	95度06分35秒	71.40メートルの点
ウ	ムから真方位	5度06分35秒	142.35メートルの点
キ	ウから真方位	52度26分36秒	113.41メートルの点
ノ	キから真方位	32度31分21秒	40.50メートルの点
オ	ノから真方位	52度26分36秒	748.76メートルの点
ク	オから真方位	70度10分56秒	30.85メートルの点
ヤ	クから真方位	52度26分36秒	43.72メートルの点
マ	ヤから真方位	7度21分03秒	206.72メートルの点
ケ	マから真方位	277度21分03秒	8.50メートルの点
フ	ケから真方位	3度41分04秒	121.30メートルの点
コ	基点第 95号から真方位	300度24分36秒	1,279.23メートルの点
エ	コから真方位	270度08分15秒	71.70メートルの点
テ	エから真方位	234度41分23秒	61.73メートルの点 (R=44.90m)
ア	テから真方位	199度36分04秒	91.98メートルの点
サ	アから真方位	207度39分21秒	83.55メートルの点 (R=250.31m)
キ	サから真方位	125度21分15秒	15メートルの点
ユ	キから真方位	122度59分01秒	67.62メートルの点
メ	ユから真方位	168度46分20秒	35.35メートルの点 (R=95.51m)
ミ	メから真方位	61度34分27秒	1.01メートルの点
シ	ミから真方位	143度00分49秒	98.90メートルの点
エ	基点第 94号から真方位	26度37分23秒	2,538.73メートルの点
ヒ	エから真方位	52度48分38秒	214.18メートルの点
モ	ヒから真方位	322度48分38秒	95.70メートルの点
セ	モから真方位	232度48分38秒	88.60メートルの点
ス	セから真方位	142度48分38秒	18.80メートルの点

ン スから真方位 232度48分38秒 77.96メートルの点

3 制限又は条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

- 4 免許予定日 平成25年9月1日
5 申請期間 平成25年5月27日から平成25年6月28日まで
6 関係地区 静岡県静岡市清水区（旧清水市）
7 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 共第16号

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	さざえ 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	わかめ 漁業	〃
〃	いせえび 漁業	〃
〃	あわび 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	かじめ、あらめ漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
〃	かき 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	いわし、しらす地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県静岡市駿河区地先

(5) 漁場の区域

次の基点第97号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、基点第100号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第97号 静岡市清水区、駿河区界（滝が原川久方自転車道橋中央）に設置した標識
（北緯34度57分43.0544秒、東経138度28分28.0847秒）

基点第98号 静岡市駿河区高松、下島界に設置した標識
（北緯34度56分34.6640秒、東経138度24分50.1291秒）

基点第99号 静岡市駿河区石部石部橋左岸に設置した標識
（北緯34度54分46.6248秒、東経138度21分17.4530秒）

基点第100号 静岡市、焼津市界に設置した標識
（北緯34度53分55.9971秒、東経138度20分50.5033秒）

イ 基点第97号から真方位 163度00分 2,000メートルの点

ロ 基点第98号から真方位 162度37分 2,100メートルの点

ハ 基点第99号から真方位 131度00分 2,200メートルの点

ニ 基点第 99号から真方位 131度00分 650メートルの点

ホ 基点第 100号から真方位 118度00分 650メートルの点

3 制限又は条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

4 免許予定日 平成25年9月1日

5 申請期間 平成25年5月27日から平成25年6月28日まで

6 関係地区 静岡県静岡市駿河区

7 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 共第17号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	あわび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	かじめ、あらめ漁業	〃
〃	うに 漁業	〃
〃	わかめ 漁業	〃
〃	いせえび 漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
〃	かき 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	いわし、しらす地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県焼津市地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 100号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、基点第 106号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

- 基点第 100号 静岡市、焼津市界に設置した標識
(北緯34度53分55.9971秒、東経138度20分50.5033秒)
- 基点第 101号 焼津市浜当日虚空蔵山海岸突堤基部に設置した標識
(北緯34度52分50.0764秒、東経138度20分15.1481秒)
- 基点第 102号 焼津市焼津港北外港防波堤基部に設置した標識
(北緯34度52分13.4508秒、東経138度19分40.4942秒)
- 基点第 103号 焼津市石津、田尻北界に設置した標識
(北緯34度50分32.0644秒、東経138度20分01.0627秒)

基点第 104号 焼津市田尻1526番地の 1 (山林)、3169番地の 2 (山林) 界の堤防上に設置した標識

(北緯34度49分57.6477秒、東経138度20分12.6476秒)

基点第 105号 焼津市一色、下小杉界に設置した標識

(北緯34度48分47.0989秒、東経138度19分23.4678秒)

基点第 106号 焼津市飯渕 2037地先に設置した標識 (国土交通省が設置した大井川港湾境界鉾と同地点)

(北緯34度46分17.2612秒、東経138度17分51.0097秒)

基点第 107号 焼津市、榛原郡吉田町界 (太平橋中央) に設置した標識

(北緯34度46分40.6556秒、東経138度16分51.4579秒)

基点第 108号 榛原郡吉田町川尻 4036番地の 2 地先に設置した標識 (国土交通省が設置した海岸保全区域距離鉾と同地点)

(北緯34度45分50.3353秒、東経138度17分23.2715秒)

イ 基点第 100号から真方位 118度00分 650メートルの点

ロ 基点第 101号から真方位 120度00分 400メートルの点

ハ 基点第 101号から真方位 120度00分 1,450メートルの点

ニ 基点第 102号から真方位 109度00分 2,000メートルの点

ホ 基点第 103号から真方位 54度55分 770メートルの点

へ 基点第 104号から真方位 79度00分 1,400メートルの点

ト 基点第 105号から真方位 126度34分 1,400メートルの点

チ 基点第 107号から真方位 132度00分 3,200メートルの点

リ 基点第 107号から真方位 132度00分の線と基点第 106号から基点第 108号を見通した線との交点

3 制限又は条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

4 免許予定日 平成25年9月1日

5 申請期間 平成25年5月27日から平成25年6月28日まで

6 関係地区 静岡県焼津市

7 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 共第18号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ 漁業	〃
〃	あわび 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃

〃	か き 漁業	〃
〃	はまぐり 漁業	〃
〃	いわむし 漁業	〃
〃	かじめ、あらめ 漁業	〃
〃	た こ 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	わかめ 漁業	〃
〃	つのまた 漁業	〃
〃	はばのり 漁業	〃
〃	あかむし 漁業	〃
〃	きさご 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	あじ、さば地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	つきいそ 漁業	〃

(4) 漁場の位置 静岡県榛原郡吉田町、牧之原市、御前崎市（旧榛原郡御前崎町及び旧小笠郡浜岡町佐倉）地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 108号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、基点第 116号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ただし、基点第 114号、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ヌ、ラ、ム、ウ、キ、ノ、オの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び基点第116号、A、B、C、Dの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。CとDを結ぶ線は、マを中心とする半径 2,191.9メートルの円弧とする

なお、つきいそ漁業は北緯 34度41分45.0秒、東経 138度13分02.0秒の点を中心とした半径 100メートルの区域

(6) 点の位置

基点第 106号 焼津市飯渕 2037地先に設置した標識（国土交通省が設置した大井川港湾境界鉾と同地点）

（北緯34度46分17.2612秒、東経138度17分51.0097秒）

基点第 107号 焼津市、榛原郡吉田町界（太平橋中央）に設置した標識

（北緯34度46分40.6556秒、東経138度16分51.4579秒）

基点第 108号 榛原郡吉田町川尻 4036番地の 2 地先に設置した標識（国土交通省が設置した海岸保全区域距離鉾と同地点）

（北緯34度45分50.3353秒、東経138度17分23.2715秒）

基点第 109号 榛原郡吉田町、牧之原市界に設置した標識

基点第 110号 牧之原市勝俣、片浜界に設置した標識

- (北緯34度43分23.0662秒、東経138度13分20.1322秒)
- 基点第 111号 牧之原市片浜、浜山界（自転車歩行者専用道路橋中央）に設置した標識
(北緯34度42分31.0721秒、東経138度12分49.1777秒)
- 基点第 112号 牧之原市相良、大江界（相良橋中央）に設置した標識
(北緯34度41分20.5622秒、東経138度12分26.0941秒)
- 基点第 113号 牧之原市落居、須々木界に設置した標識
(北緯34度39分37.2239秒、東経138度11分39.9126秒)
- 基点第 114号 牧之原市、御前崎市界に設置した標識
(北緯34度37分12.6382秒、東経138度12分22.8982秒)
- 基点第 115号 御前崎市御前埼灯台
(北緯34度35分45.0357秒、東経138度13分32.6712秒)
- 基点第 116号 御前崎市新野川左岸に設置した標識
(北緯34度37分23.8794秒、東経138度08分13.5750秒)
- 基点第 117号 御前崎市中部電力株式会社浜岡原子力発電所放水口に設置した標識
(北緯34度37分16.9735秒、東経138度08分16.0033秒)
- 基点第 118号 御前崎港内中部電力株式会社荷揚岸壁に設置した標識
(北緯34度36分46.8377秒、東経138度13分23.5838秒)
- イ 基点第 107号から真方位 132度00分の線と基点第 106号から基点第 108号を見通した線との交点
- ロ 基点第 107号から真方位 132度00分 3,200メートルの点
- ハ 基点第 109号から真方位 149度00分 2,200メートルの点
- ニ 基点第 110号から真方位 126度00分 2,200メートルの点
- ホ 基点第 111号から真方位 108度04分 2,150メートルの点
- へ 基点第 111号から真方位 120度00分 4,200メートルの点
- ト 基点第 112号から真方位 115度00分 4,000メートルの点
- チ 基点第 112号から真方位 126度00分 2,100メートルの点
- リ 基点第 113号から真方位 84度17分 2,300メートルの点
- ヌ 基点第 114号から真方位 67度52分 2,100メートルの点
- ル 基点第 115号から真方位 82度33分 4,450メートルの点
- ヲ 基点第 115号から真方位 106度47分 3,850メートルの点
- ワ 基点第 115号から真方位 232度00分 5,150メートルの点
- カ 基点第 116号から真方位 189度00分 3,150メートルの点
- ヨ タから 142度29分59秒 510.92メートルの点
- タ レから 212度30分00秒 516.25メートルの点
- レ ソから 144度39分59秒 868.90メートルの点
- ソ ツから 187度29分59秒 745.00メートルの点
- ヅ ネから 232度30分00秒 2,061.39メートルの点

- ネ 基点第 113号から真方位 104度59分の線と、リからナを見通した線との交点（ナから 348度50分 34秒 2, 289. 29メートルの点）
- ナ 基点第 114号から真方位 48度15分 2, 395メートルの点（御前崎市御前崎地先 北緯34度36分47 . 009秒、東経138度13分23. 673秒（三角点）から16度29分54秒 3, 324. 82メートルの点）
- ラ 基点第 118号から真方位 37度10分の線と、ヌからルを見通した線との交点
- ム 基点第 118号から真方位 37度10分 90メートルの点
- ウ ムから真方位 307度10分 110メートルの点
- エ 基点第 118号から真方位 325度40分 115メートルの点
- ノ ムから真方位 307度10分 170メートルの点
- オ ノから真方位 228度10分 430メートルの点
- ク 基点第 117号から真方位 118度00分 1, 300メートルの点
- ヤ クから真方位 109度00分 1, 882メートルの点
- マ クから真方位114度27分 1, 611メートルの点
- A 基点第 116号から真方位 189度00分 2, 063メートルの点
- B 基点第 117号から真方位 175度36分 2, 478. 5メートルの点
- C マから真方位 208度00分 2, 191. 9メートルの点
- D マを中心とする半径 2, 191. 9メートルの円と最大高潮時海岸線との東側の交点

3 制限又は条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

- 4 免許予定日 平成25年 9月 1日
- 5 申請期間 平成25年 5月27日から平成25年 6月28日まで
- 6 関係地区 静岡県榛原郡吉田町、牧之原市、御前崎市（旧榛原郡御前崎町及び旧小笠郡浜岡町佐倉）
- 7 存続期間 平成25年 9月 1日から平成35年 8月31日まで

1 公示番号 共第19号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	かじめ 漁業	〃
〃	たこ 漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで
(4) 漁場の位置	静岡県牧之原市沖合	

(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 119号 牧之原市須々木地代川水門左岸に設置した標識

(北緯34度39分49.5215秒、東経138度11分41.2537秒)

イ 基点第 119号から真方位 74度18分 3,820メートルの点

ロ 基点第 119号から真方位 100度10分 5,100メートルの点

ハ 基点第 119号から真方位 112度16分 4,700メートルの点

ニ 基点第 119号から真方位 91度21分 3,000メートルの点

3 制限又は条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

4 免許予定日 平成25年9月1日

5 申請期間 平成25年5月27日から平成25年6月28日まで

6 関係地区 静岡県牧之原市(旧榛原郡相良町)、御前崎市(旧榛原郡御前崎町)

7 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

1 公示番号 共第20号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	あさり 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	すじあおのり 漁業	〃
〃	はまぐり 漁業	〃
第2種共同漁業	このしろ刺網 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ぼら刺網 漁業	〃
〃	はぜ刺網 漁業	9月1日から翌年1月31日まで
〃	ぼら鵜縄 漁業	4月1日から11月30日まで
第3種共同漁業	雑魚地びき網 漁業	1月1日から12月31日まで
(4) 漁場の位置	静岡県浜松市(旧浜松市、西区雄踏町、舞阪町、北区細江町、引佐町、三ヶ日町)、湖西市地先	
(5) 漁場の区域	次の基点第 120号と基点第 121号とを結んだ線及び浜松市西区志都呂町しとろばし下流端の線並びに浜松市北区細江町落合橋(姫街道)下流端の線から都田川下流並びに最大高潮時湖岸線とによって囲まれた区域	
(6) 点の位置	基点第 120号 湖西市新居町新居弁天地蔵 (北緯34度40分53.0303秒、東経137度35分20.5800秒)	

基点第 121号 浜松市西区舞阪町舞阪灯台

(北緯34度40分43.4693秒、東経137度36分45.9080秒)

3 制限又は条件

あさり、はまぐりについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

4 免許予定日 平成25年9月1日

5 申請期間 平成25年5月27日から平成25年6月28日まで

6 関係地区 静岡県浜松市(旧浜松市、西区雄踏町、舞阪町、北区細江町、引佐町、三ヶ日町)、湖西市

7 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

※区画漁業権及び定置漁業権については、平成25年告示分は省略する(令和3年7月6日加筆)